

## 議案第121号

### 地方独立行政法人大阪市博物館機構定款の一部変更について

地方独立行政法人大阪市博物館機構定款の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
別表第1（第6条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第1（第6条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
別表第2（第18条関係） 〔表 別紙4 挿入〕	別表第2（第18条関係） 〔表 別紙3 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

#### 附 則

この定款の一部変更は、令和3年7月1日から施行する。

[別表第 1 (第 6 条関係) 別紙 1]

施設の名称	所在地
[同左]	
[新設]	

[別表第 1 (第 6 条関係) 別紙 2]

施設の名称	所在地
[略]	
<u>大阪中之島美術館</u>	<u>大阪市北区中之島 4 丁目 3 番 1 号</u>

[別表第2 (第18条関係) 別紙3]

施設名等		所在	延べ床面積 (㎡)
[同左]			
大阪歴史博物館	本館	大阪府中央区大手前4丁目6番地35	28,705.66

[別表第2 (第18条関係) 別紙4]

施設名等		所在	延べ床面積 (㎡)
[略]			
大阪歴史博物館	本館	大阪府中央区大手前4丁目6番地35	28,705.66
	復元倉庫	大阪府中央区大手前4丁目6番地33	90.00
大阪中之島美術館	本館	大阪府北区中之島4丁目32番地14	18,048.87
	集塵庫	大阪府北区中之島4丁目32番地14	25.00

令和3年5月14日提出

大阪市長 松井 一郎

#### 説 明

本市が地方独立行政法人大阪市博物館機構に出資する資産の範囲を改めるため、定款の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

#### 第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

#### 3-4 省 略